

四半期報告書

(第15期第2四半期)

株式会社 **みなと銀行**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【役員の状況】	24
第4 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
2 【その他】	60
3 【中間財務諸表】	61
4 【その他】	74
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	75

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月15日

【四半期会計期間】 第15期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 尾 野 俊 二

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 丸 山 克 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 森 本 剛
東京事務所長

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	33,328	32,464	35,547	65,256	65,174
連結経常利益	百万円	8,587	5,997	6,446	12,321	12,332
連結中間純利益	百万円	5,406	3,491	3,886	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	7,717	6,949
連結中間包括利益	百万円	5,577	4,119	2,313	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	8,996	12,340
連結純資産額	百万円	114,892	120,108	128,340	118,137	128,166
連結総資産額	百万円	3,047,314	3,126,625	3,205,384	3,089,349	3,169,835
1株当たり純資産額	円	258.15	269.97	289.19	265.73	289.37
1株当たり中間純利益金額	円	13.40	8.62	9.57	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	19.11	17.16
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	8.62	9.56	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	17.15
自己資本比率	%	3.42	3.49	3.66	3.47	3.70
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	74,587	△15,425	3,935	116,936	898
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△74,996	22,769	100,680	△110,239	△173
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△15,857	△4,256	△4,266	△18,231	△3,338
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	33,253	41,091	135,744	38,019	35,404
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,413 [790]	2,413 [758]	2,400 [770]	2,383 [780]	2,366 [757]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成23年度中間連結会計期間、平成23年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権 - (中間) 期末少数株主持分) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	29,882	29,148	31,056	58,420	57,589
経常利益	百万円	7,394	4,869	5,826	9,873	10,538
中間純利益	百万円	4,694	2,986	3,746	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,406	6,365
資本金	百万円	27,484	27,484	27,484	27,484	27,484
発行済株式総数	千株	410,940	410,940	410,951	410,940	410,940
純資産額	百万円	101,398	105,381	113,174	103,940	113,206
総資産額	百万円	3,037,222	3,117,101	3,200,536	3,078,950	3,163,803
預金残高	百万円	2,765,973	2,855,984	2,968,008	2,773,775	2,870,715
貸出金残高	百万円	2,176,970	2,244,890	2,298,506	2,188,480	2,260,542
有価証券残高	百万円	745,751	750,654	679,626	774,881	804,167
1株当たり純資産額	円	251.13	260.16	278.54	257.11	279.11
1株当たり中間純利益金額	円	11.63	7.38	9.23	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	15.87	15.72
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	7.38	9.22	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	15.71
1株当たり配当額	円	—	—	—	5.00	5.00
自己資本比率	%	3.33	3.38	3.53	3.37	3.57
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,129 [637]	2,125 [618]	2,122 [623]	2,108 [631]	2,087 [617]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 平成23年9月、平成24年3月の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

平成25年度上期の兵庫県経済は、政府・日本銀行の積極的な金融財政政策や円高修正の動きなどを反映し、輸出の回復や公共投資の増加に加えて、個人消費や雇用情勢にも持ち直しの動きが広がったことなどから、県下における景況感は全般に着実な改善が続きました。

このような環境の下、当行では「1. Status（存在感）Up」「2. Satisfaction（満足度）Up」「3. Soundness（健全性）Up」の3つを基本方針とする中期経営計画『みなと「3S」Up（スリーエス・アップ）』を掲げ、その諸施策を当行及び当行グループで推進した結果、当第2四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

（主要勘定）

預金の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比974億8百万円増加の2兆9,604億100百万円となりました。貸出金の当第2四半期連結累計期間末残高は、法人向け貸出等が増加し、前連結会計年度末比385億95百万円増加の2兆2,840億78百万円となりました。また、有価証券の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比1,247億69百万円減少し、6,758億79百万円となりました。

（損益）

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、役務取引等収益や株式等売却益が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比30億82百万円増加の355億47百万円となりました。

経常費用も、国債等債券売却損が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比26億33百万円増加の291億1百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比4億48百万円増加の64億46百万円、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比3億95百万円増加し、38億86百万円となりました。

セグメントごとの業績は、「銀行業セグメント」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比19億7百万円増加の310億56百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比9億56百万円増加の58億26百万円、「その他」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比14億34百万円増加の69億6百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比3億77百万円減少の10億93百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の国内業務部門は、前第2四半期連結累計期間に比べ、資金運用収支が1,013百万円減少、役務取引等収支が596百万円増加、その他業務収支が2,126百万円減少いたしました。

当第2四半期連結累計期間の国際業務部門は、前第2四半期連結累計期間に比べ、資金運用収支が32百万円増加、役務取引等収支が0百万円減少、その他業務収支が149百万円増加いたしました。

以上により、前第2四半期連結累計期間に比べ、当第2四半期連結累計期間の全体の資金運用収支は980百万円減少、役務取引等収支は595百万円増加、その他業務収支が1,977百万円減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	19,224	412	—	19,636
	当第2四半期連結累計期間	18,210	444	—	18,655
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	20,573	458	29	21,003
	当第2四半期連結累計期間	19,584	489	31	20,042
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,349	46	29	1,366
	当第2四半期連結累計期間	1,373	44	31	1,386
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	4,245	118	—	4,364
	当第2四半期連結累計期間	4,841	118	—	4,960
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,051	142	—	6,193
	当第2四半期連結累計期間	6,690	142	—	6,832
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,805	23	—	1,828
	当第2四半期連結累計期間	1,848	23	—	1,871
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,963	213	—	2,176
	当第2四半期連結累計期間	△163	362	—	199
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	4,204	214	—	4,419
	当第2四半期連結累計期間	4,982	362	—	5,344
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,241	1	—	2,242
	当第2四半期連結累計期間	5,145	—	—	5,145

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は6,690百万円、国際業務部門は142百万円となりました。その結果、全体では6,832百万円となりました。全体の収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」「代理業務」「保護預り・貸金庫業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で91.93%を占めております。

また、当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は1,848百万円、国際業務は23百万円となりました。その結果、全体では1,871百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,051	142	—	6,193
	当第2四半期連結累計期間	6,690	142	—	6,832
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,502	7	—	1,510
	当第2四半期連結累計期間	1,667	7	—	1,675
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,299	133	—	1,432
	当第2四半期連結累計期間	1,291	132	—	1,424
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	123	—	—	123
	当第2四半期連結累計期間	129	—	—	129
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	703	—	—	703
	当第2四半期連結累計期間	710	—	—	710
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	341	—	—	341
	当第2四半期連結累計期間	335	—	—	335
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	525	1	—	526
	当第2四半期連結累計期間	485	1	—	486
うち投資信託関係業務	前第2四半期連結累計期間	1,014	—	—	1,014
	当第2四半期連結累計期間	1,519	—	—	1,519
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,805	23	—	1,828
	当第2四半期連結累計期間	1,848	23	—	1,871
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	272	23	—	296
	当第2四半期連結累計期間	276	23	—	299

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,832,426	19,928	—	2,852,355
	当第2四半期連結会計期間	2,942,629	17,780	—	2,960,410
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,658,016	—	—	1,658,016
	当第2四半期連結会計期間	1,747,702	—	—	1,747,702
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,162,643	—	—	1,162,643
	当第2四半期連結会計期間	1,174,046	—	—	1,174,046
うちその他	前第2四半期連結会計期間	11,767	19,928	—	31,695
	当第2四半期連結会計期間	20,880	17,780	—	38,661
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	12,559	—	—	12,559
	当第2四半期連結会計期間	10,811	—	—	10,811
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,844,986	19,928	—	2,864,914
	当第2四半期連結会計期間	2,953,440	17,780	—	2,971,221

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,233,740	100.00	2,283,849	100.00
製造業	246,720	11.05	243,526	10.66
農業, 林業	1,023	0.05	773	0.03
漁業	297	0.01	275	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	86	0.00	148	0.01
建設業	99,798	4.47	104,558	4.58
電気・ガス・熱供給・水道業	4,653	0.21	7,989	0.35
情報通信業	20,145	0.90	22,561	0.99
運輸業, 郵便業	95,822	4.29	95,271	4.18
卸売業, 小売業	249,157	11.15	239,911	10.50
金融業, 保険業	78,179	3.50	79,864	3.50
不動産業, 物品賃貸業	467,541	20.93	498,375	21.82
各種サービス業	254,016	11.37	227,737	9.97
地方公共団体	69,303	3.10	103,317	4.52
その他	646,992	28.97	659,538	28.88
海外及び特別国際金融取引勘定分	366	100.00	229	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	366	100.00	229	100.00
合計	2,234,106	—	2,284,078	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年9月30日）におけるキャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、39億35百万円の収入（前第2四半期連結累計期間比193億60百万円増加）となりました。

これは主に譲渡性預金の払出による支出が減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,006億80百万円の収入（前第2四半期連結累計期間比779億10百万円増加）となりました。

これは主に有価証券の取得による支出が減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、42億66百万円の支出（前第2四半期連結累計期間比9百万円減少）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,003億40百万円増加し、1,357億44百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
業務粗利益	24,378	22,206	△2,172
経費(除く臨時処理分)	16,382	16,361	△21
人件費	8,378	8,453	74
物件費	7,165	7,077	△88
税金	838	830	△7
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,995	5,844	△2,151
コア業務純益	6,070	6,159	88
一般貸倒引当金繰入額	△768	△1,306	△538
業務純益	8,764	7,151	△1,612
うち債券関係損益	1,924	△314	△2,239
臨時損益	△3,894	△1,324	2,569
株式等関係損益	△650	2,173	2,824
不良債権処理額	3,500	3,940	439
貸出金償却	0	2	2
個別貸倒引当金繰入額	3,264	3,720	456
債権売却損等	235	217	△18
その他臨時損益	256	441	184
経常利益	4,869	5,826	956
特別損益	△131	△97	34
固定資産処分損益	14	△91	△106
減損損失	146	5	△140
税引前中間純利益	4,738	5,728	990
法人税、住民税及び事業税	1,737	2,269	532
法人税等調整額	13	△287	△301
法人税等合計	1,751	1,982	231
中間純利益	2,986	3,746	759

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

6 コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から債券関係損益を除いた金額であります。

2 利鞘(国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.39	1.29	△0.10
(イ) 貸出金利回	1.62	1.51	△0.11
(ロ) 有価証券利回	0.77	0.76	△0.01
(2) 資金調達原価 ②	1.20	1.16	△0.04
(イ) 預金等利回	0.06	0.06	0.00
(ロ) 外部負債利回	1.23	1.13	△0.10
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.19	0.13	△0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15.23	10.30	△4.93
業務純益ベース	16.70	12.60	△4.10
コア業務純益ベース	11.56	10.85	△0.71
中間純利益ベース	5.69	6.60	0.91

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,855,984	2,968,008	112,023
預金 (平残)	2,819,625	2,919,517	99,892
貸出金 (末残)	2,244,890	2,298,506	53,615
貸出金 (平残)	2,191,344	2,238,224	46,880

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	2,255,067	2,314,222	59,154
一般法人	544,175	600,111	55,935
金融機関・公金	36,803	35,880	△923
計	2,836,047	2,950,214	114,167

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	785,018	807,157	22,138
その他ローン残高	14,799	15,161	361
計	799,818	822,318	22,500

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,801,798	1,822,322	20,523
総貸出金残高	② 百万円	2,244,524	2,298,277	53,752
中小企業等貸出金比率	①/② %	80.27	79.29	△0.98
中小企業等貸出先件数	③ 件	96,370	95,715	△655
総貸出先件数	④ 件	96,794	96,161	△633
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.56	99.53	△0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	4	42
信用状	659	2,160	626	3,183
保証	2,695	9,887	2,280	9,057
計	3,354	12,048	2,910	12,283

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出において、銀行は先進的計測手法を、連結子会社は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,484	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	49,494	49,518
	利益剰余金	29,418	34,735
	自己株式(△)	841	690
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	12	59
	連結子法人等の少数株主持分	10,721	10,773
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	10,000	10,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
計 (A)	116,289	121,881	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	9,754	6,987
	負債性資本調達手段等	35,800	36,200
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	35,800	36,200
	計	45,554	43,187
うち自己資本への算入額 (B)	45,554	43,187	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	161,844	165,068
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,490,183	1,587,160
	オフ・バランス取引等項目	20,223	19,899
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,510,407	1,607,059
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	66,882	69,488
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,350	5,559
	計 (E)+(F) (H)	1,577,289	1,676,547
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.26	9.84
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		7.37	7.26

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,484	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	27,430	27,431
	その他資本剰余金	22,063	22,086
	利益準備金	53	53
	その他利益剰余金	25,520	30,618
	その他	10,000	10,000
	自己株式(△)	841	690
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	12	59
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
計 (A)	111,723	117,044	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	10,000	10,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	9,542	6,499
	負債性資本調達手段等	35,800	36,200
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	35,800	36,200
	計	45,342	42,699
うち自己資本への算入額 (B)	45,342	42,699	
控除項目 (C)	—	—	
自己資本額 (D)	157,066	159,743	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,480,826	1,582,575
	オフ・バランス取引等項目	19,949	19,659
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,500,775	1,602,234
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)÷8% (F)	60,536	63,413
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,842	5,073
	計 (E)+(F) (H)	1,561,312	1,665,648
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	10.05	9.59	
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)	7.15	7.02	

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	Minato Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成32年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	100億円
払込日	平成22年1月19日
配当率	変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成22年7月26日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日が、清算期間中(注)1に到来する場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書(注)2を交付した場合。 (3) 当該配当支払日の直前に終了した当行の事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式(注)3に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示(注)4を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が監督期間(注)5中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示(注)6を交付している場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示(注)6若しくは配当減額指示(注)7がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式(注)3に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式(注)3について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる当行最優先株式(注)3の配当金額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金額を按分した金額を上限とする。 当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式(注)3に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日に関しては、下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を分配可能額から控除した金額 (A) 直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 当行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式(注)8の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 上記(1)の直後の翌年1月に到来する配当支払日に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額(当該金額がマイナスとなる場合には、分配制限をゼロとする。) (x) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)その直前の7月の配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) その直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)その直前の7月の配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める配当の金額

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示(注)4又は配当減額指示(注)7がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書(注)2が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間(注)5中に到来する場合には、監督期間配当指示(注)6に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間(注)1中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更正計画案を認可した場合をいう。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

4 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

5 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

6 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない場合に制限する旨の指示。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	239	262
危険債権	493	508
要管理債権	136	70
正常債権	21,973	22,549

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
優先株式	100,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	410,951,977	410,951,977	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	410,951,977	410,951,977	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成25年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
新株予約権の数(個)	334個(注)1
新株予約権うち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	334,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年7月20日から 平成55年7月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167円 資本組入額 84円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1,000株とする。
- 2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日（権利行使開始日）以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の(ア)または(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、下記4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成54年7月20日から平成55年7月19日
- (イ) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案または当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)(ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記

(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。

①再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	410,951	—	27,484	—	27,431

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	184,828	44.97
みなと銀行共栄会	神戸市中央区伊藤町107-1	31,247	7.60
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	11,401	2.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,095	2.45
みなと銀行従業員持株会	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	9,001	2.19
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	5,661	1.37
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	5,220	1.27
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	5,200	1.26
株式会社三井住友銀行信託口	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	4,272	1.03
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	3,840	0.93
計	—	270,770	65.88

(注) 1 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

2 株式会社三井住友銀行信託口は、「従業員持株会連携型ESOP」導入に伴い、設定された信託であります。なお、当該株式は中間財務諸表上及び中間連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 586,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 409,831,000	409,831	—
単元未満株式	普通株式 534,977	—	—
発行済株式総数	410,951,977	—	—
総株主の議決権	—	409,831	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目 1番1号	586,000	—	586,000	0.14
計	—	586,000	—	586,000	0.14

(注) 上記のほか、「従業員持株会連携型ESOP」の導入に伴い、設定された従業員持株会信託口が所有する当行株式4,272,000株を、中間財務諸表上及び中間連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 36,682	※7 137,054
コールローン及び買入手形	1,123	16,117
買現先勘定	5,000	14,000
買入金銭債権	2,800	2,183
商品有価証券	720	350
有価証券	※7, ※12 800,648	※7, ※12 675,879
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,245,483	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,284,078
外国為替	※5 5,970	※5 5,220
リース債権及びリース投資資産	9,469	9,022
その他資産	※7 27,662	※7 25,786
有形固定資産	※9 35,304	※9 35,251
無形固定資産	5,022	4,741
繰延税金資産	9,482	10,958
支払承諾見返	12,587	12,523
貸倒引当金	△28,120	△27,782
資産の部合計	3,169,835	3,205,384
負債の部		
預金	※7 2,863,001	※7 2,960,410
譲渡性預金	13,382	10,811
債券貸借取引受入担保金	※7 55,285	※7 19,690
借入金	※7, ※10 16,300	※7, ※10 15,071
外国為替	33	41
社債	※11 28,000	※11 28,000
その他負債	46,366	23,734
賞与引当金	928	948
退職給付引当金	4,995	4,987
役員退職慰労引当金	63	56
睡眠預金払戻損失引当金	617	640
繰延税金負債	106	129
支払承諾	12,587	12,523
負債の部合計	3,041,669	3,077,043

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	27,484	27,484
資本剰余金	49,500	49,518
利益剰余金	32,876	34,735
自己株式	△778	△690
株主資本合計	109,082	111,048
その他有価証券評価差額金	8,247	6,392
その他の包括利益累計額合計	8,247	6,392
新株予約権	36	59
少数株主持分	10,800	10,840
純資産の部合計	128,166	128,340
負債及び純資産の部合計	3,169,835	3,205,384

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	32,464	35,547
資金運用収益	21,003	20,042
(うち貸出金利息)	17,968	17,050
(うち有価証券利息配当金)	2,647	2,604
役務取引等収益	6,193	6,832
その他業務収益	4,419	5,344
その他経常収益	※1 848	※1 3,328
経常費用	26,467	29,101
資金調達費用	1,366	1,386
(うち預金利息)	892	936
役務取引等費用	1,828	1,871
その他業務費用	2,242	5,145
営業経費	17,651	17,649
その他経常費用	※2 3,378	※2 3,048
経常利益	5,997	6,446
特別利益	65	—
固定資産処分益	65	—
特別損失	198	97
固定資産処分損	52	92
減損損失	※3 146	※3 5
税金等調整前中間純利益	5,864	6,348
法人税、住民税及び事業税	2,060	2,582
法人税等調整額	26	△391
法人税等合計	2,086	2,191
少数株主損益調整前中間純利益	3,778	4,157
少数株主利益	287	270
中間純利益	3,491	3,886

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,778	4,157
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	340	△1,843
その他の包括利益合計	340	△1,843
中間包括利益	4,119	2,313
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,837	2,031
少数株主に係る中間包括利益	282	282

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	27,484	27,484
当中間期変動額		
新株の発行	—	0
当中間期変動額合計	—	0
当中間期末残高	27,484	27,484
資本剰余金		
当期首残高	49,495	49,500
当中間期変動額		
新株の発行	—	0
自己株式の処分	△1	17
当中間期変動額合計	△1	17
当中間期末残高	49,494	49,518
利益剰余金		
当期首残高	27,948	32,876
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	3,491	3,886
当中間期変動額合計	1,469	1,859
当中間期末残高	29,418	34,735
自己株式		
当期首残高	△949	△778
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	108	89
当中間期変動額合計	108	88
当中間期末残高	△841	△690
株主資本合計		
当期首残高	103,979	109,082
当中間期変動額		
新株の発行	—	1
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	3,491	3,886
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	107	106
当中間期変動額合計	1,576	1,966
当中間期末残高	105,556	111,048

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,442	8,247
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	346	△1,854
当中間期変動額合計	346	△1,854
当中間期末残高	3,788	6,392
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,442	8,247
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	346	△1,854
当中間期変動額合計	346	△1,854
当中間期末残高	3,788	6,392
新株予約権		
当期首残高	—	36
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12	22
当中間期変動額合計	12	22
当中間期末残高	12	59
少数株主持分		
当期首残高	10,715	10,800
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	36	40
当中間期変動額合計	36	40
当中間期末残高	10,751	10,840
純資産合計		
当期首残高	118,137	128,166
当中間期変動額		
新株の発行	—	1
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	3,491	3,886
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	107	106
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	394	△1,791
当中間期変動額合計	1,971	174
当中間期末残高	120,108	128,340

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,864	6,348
減価償却費	1,770	1,674
減損損失	146	5
貸倒引当金の増減(△)	2,325	2,491
賞与引当金の増減額(△は減少)	△14	19
退職給付引当金の増減額(△は減少)	102	△7
前払年金費用の増減額(△は増加)	124	137
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△192	△6
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△16	23
資金運用収益	△21,003	△20,042
資金調達費用	1,366	1,386
有価証券関係損益(△)	△1,229	△1,857
為替差損益(△は益)	473	△438
固定資産処分損益(△は益)	△13	92
商品有価証券の純増(△)減	△32	367
貸出金の純増(△)減	△60,431	△41,719
預金の純増減(△)	81,759	97,697
譲渡性預金の純増減(△)	△36,154	△2,571
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△535	770
有利息預け金の純増(△)減	△61	△32
コールローン等の純増(△)減	△3,645	△23,377
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△3,666	△35,594
外国為替(資産)の純増(△)減	△668	749
外国為替(負債)の純増減(△)	19	7
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△363	446
資金運用による収入	22,243	22,091
資金調達による支出	△1,509	△1,587
その他	107	△162
小計	△13,233	6,910
法人税等の支払額	△2,197	△2,975
法人税等の還付額	6	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△15,425	3,935

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△244,414	△175,902
有価証券の売却による収入	230,129	250,776
有価証券の償還による収入	38,489	27,263
有形固定資産の取得による支出	△1,259	△933
有形固定資産の売却による収入	260	0
その他	△435	△523
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,769	100,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△2,000	△2,000
配当金の支払額	△2,017	△2,024
少数株主への配当金の支払額	△244	△239
リース債務の返済による支出	△101	△107
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	107	106
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,256	△4,266
現金及び現金同等物に係る換算差額	△15	△10
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,071	100,340
現金及び現金同等物の期首残高	38,019	35,404
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 41,091	*1 135,744

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 15社

みなとビジネスサービス株式会社
みなとアセットリサーチ株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社
みなとコンサルティング株式会社
みなと元気ファンド投資事業有限責任組合
みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合
ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合
みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合
みなとビジネスリレー投資事業有限責任組合
みなとエクイティサポート投資事業有限責任組合
Minato Preferred Capital Cayman Limited

(2) 非連結子会社

該当ありません

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日	6社
9月末日	8社
7月25日	1社

(2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,463百万円（前連結会計年度末は21,848百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	3,579百万円	3,743百万円
延滞債権額	69,326百万円	72,360百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	215百万円	18百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	10,999百万円	7,064百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	84,122百万円	83,186百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	26,443百万円	22,094百万円

※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)に計上した額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	58,114百万円	63,358百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	91,363百万円	54,041百万円
預け金	0 "	0 "
その他資産	90 "	90 "
計	91,454 "	54,131 "

担保資産に対応する債務

預金	2,196 "	3,249 "
借入金	4,450 "	5,095 "
債券貸借取引受入担保金	55,285 "	19,690 "

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	39,820百万円	39,477百万円
その他資産 (手形交換所保証金等)	57百万円	57百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	3,287百万円	3,321百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	460,230百万円	451,643百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	451,570百万円	444,037百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	21,161百万円	21,648百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	10,200百万円	8,200百万円

※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	21,544百万円	22,820百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	16百万円	2,321百万円
部分直接償却取立益	261百万円	205百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,325百万円	2,491百万円
株式等売却損	5百万円	147百万円

※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下、及び移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額146百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
大阪府	営業用店舗	土地及び建物等	141
兵庫県尼崎市	遊休	建物等	4
計			146

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
兵庫県小野市	遊休	建物等	5
計			5

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	6,689	3	767	5,925	(注)
合計	6,689	3	767	5,925	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少767千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			12	
合計			—			12	

3 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,021	5	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	種類株式	—	—	—	—

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金30百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	11	—	410,951	(注) 1
合計	410,940	11	—	410,951	
自己株式					
普通株式	5,482	5	629	4,858	(注) 2. 3
合計	5,482	5	629	4,858	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加11千株は、新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少629千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるもの等であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			59	
合計			—			59	

3 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,027	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	種類株式	—	—	—	—

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金24百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	41,881百万円	137,054百万円
有利息預け金	△790百万円	△1,310百万円
現金及び現金同等物	41,091百万円	135,744百万円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	36,682	36,682	—
(2) コールローン及び買入手形	1,123	1,123	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	720	720	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	79,411	80,066	655
その他有価証券	718,196	718,196	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(※1)	2,245,483 △27,163		
	2,218,319	2,221,284	2,965
資産計	3,054,452	3,058,073	3,620
(1) 預金	2,863,001	2,863,541	△539
(2) 譲渡性預金	13,382	13,384	△1
(3) 債券貸借取引受入担保金	55,285	55,285	—
(4) 借入金	16,300	15,391	909
(5) 社債	28,000	28,298	△298
負債計	2,975,971	2,975,901	69
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	605	605	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	605	605	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	137,054	137,054	—
(2) コールローン及び買入手形	16,117	16,117	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	350	350	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	74,629	75,035	405
その他有価証券	598,328	598,328	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(※1)	2,284,078 △26,794		
	2,257,284	2,258,105	821
資産計	3,083,764	3,084,991	1,226
(1) 預金	2,960,410	2,960,913	△502
(2) 譲渡性預金	10,811	10,812	△1
(3) 債券貸借取引受入担保金	19,690	19,690	—
(4) 借入金	15,071	14,858	212
(5) 社債	28,000	28,222	△222
負債計	3,033,983	3,034,497	△513
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	688	688	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	688	688	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間（連結会計年度）においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とした場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は648百万円増加、「繰延税金資産」は230百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は417百万円増加しており、当中間連結会計期間は、「有価証券」は26百万円増加、「繰延税金資産」は9百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は16百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
①非上場株式(※1) (※2)	2,283	2,276
②組合出資金等(※3)	757	643
合 計	3,040	2,920

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載していません。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	74,038	74,660	622
	短期社債	—	—	—
	社債	4,999	5,033	33
	その他	—	—	—
	小計	79,037	79,693	655
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	373	372	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	373	372	△0
合計		79,411	80,066	655

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	70,107	70,501	393
	短期社債	—	—	—
	社債	2,391	2,408	16
	その他	—	—	—
	小計	72,499	72,910	410
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	2,130	2,125	△5
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	2,130	2,125	△5
合計		74,629	75,035	405

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,119	10,137	5,982
	債券	561,686	556,148	5,537
	国債	393,834	389,842	3,991
	地方債	95,636	94,704	932
	短期社債	—	—	—
	社債	72,214	71,601	613
	その他	53,236	51,178	2,057
	小計	631,042	617,464	13,577
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,833	3,319	△485
	債券	60,535	60,737	△201
	国債	24,187	24,218	△31
	地方債	2,089	2,103	△13
	短期社債	—	—	—
	社債	34,259	34,415	△156
	その他	23,784	23,920	△135
	小計	87,154	87,977	△822
合計		718,196	705,442	12,754

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,651	11,430	8,221
	債券	350,283	348,516	1,767
	国債	189,762	189,084	677
	地方債	85,949	85,305	643
	短期社債	—	—	—
	社債	74,572	74,126	445
	その他	53,306	52,064	1,241
	小計	423,241	412,011	11,230
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,047	2,337	△289
	債券	137,015	137,458	△443
	国債	90,191	90,396	△204
	地方債	4,550	4,586	△36
	短期社債	—	—	—
	社債	42,273	42,475	△202
	その他	36,024	36,672	△648
	小計	175,087	176,469	△1,381
合計		598,328	588,480	9,848

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、470百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	12,754
その他有価証券	12,754
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,452
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,302
(△)少数株主持分相当額	55
その他有価証券評価差額金	8,247

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	9,848
その他有価証券	9,848
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,389
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	6,458
(△)少数株主持分相当額	66
その他有価証券評価差額金	6,392

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	36,385	36,058	1,239	1,239
	受取変動・支払固定	36,385	36,058	△744	△744
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	4,764	3,437	△7	64	
買建	4,764	3,437	7	△37	
	合計	—	—	495	521

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	37,733	36,912	1,057	1,057
	受取変動・支払固定	37,733	36,912	△545	△545
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他	売建	6,517	5,216	4	65
	買建	6,517	5,216	△4	△43
	合計	—	—	511	534

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	49,770	46,939	91	91
	為替予約				
	売建	12,619	—	△306	△306
	買建	8,296	—	299	299
	通貨オプション				
	売建	2,093	451	△86	101
	買建	2,093	451	112	△75
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	109	109

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	69,195	62,548	113	113
	為替予約				
	売建	13,513	9	34	34
	買建	9,113	9	18	18
	通貨オプション				
	売建	828	361	△58	10
	買建	828	361	68	△1
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	176	176

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	12百万円	24百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	株式会社みなと銀行第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名、当行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 368,000株
付与日	平成24年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	平成24年7月21日から平成54年7月20日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	132円

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	株式会社みなと銀行第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名、当行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 334,000株
付与日	平成25年7月19日
権利確定条件	当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成25年6月27日から平成25年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成25年7月20日から平成55年7月19日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	166円

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、ベンチャー・キャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、銀行業務の全体に占める割合が相当程度あることから、報告セグメントは、みなと銀行が行う「銀行業」のみとし、連結子会社が行う事業を「その他」としております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告されている事業セグメントについて、報告セグメントと報告セグメントに含まれない「その他」間、及び「その他」内の連結子会社間の取引条件等については、一般の取引先と同様に決定されております。

報告セグメントの利益及び「その他」の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額との差異、報告セグメント及び「その他」の資産の合計額と中間連結貸借対照表計上額との差異については、「3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりであります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業				
経常収益					
（1）外部顧客に対する経常収益	28,698	3,766	32,464	—	32,464
（2）セグメント間の内部経常収益	449	1,706	2,156	△2,156	—
計	29,148	5,472	34,621	△2,156	32,464
セグメント利益	4,869	1,470	6,340	△343	5,997
セグメント資産	3,117,101	653,987	3,771,089	△644,463	3,126,625
その他の項目					
減価償却費	1,755	31	1,787	△35	1,752
資金運用収益	20,953	755	21,708	△705	21,003
資金調達費用	1,646	90	1,737	△370	1,366
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,573	92	1,666	—	1,666

（注）1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、リース、事務処理代行、ベンチャー・キャピタル業等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額△343百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（2）セグメント資産の調整額△644,463百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（3）減価償却費の調整額△35百万円、資金運用収益の調整額△705百万円、資金調達費用の調整額△370百万円は連結処理に伴う調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸 表計上額
	銀行業				
経常収益					
（1）外部顧客に対する 経常収益	30,402	5,144	35,547	—	35,547
（2）セグメント間の内部 経常収益	654	1,761	2,416	△2,416	—
計	31,056	6,906	37,963	△2,416	35,547
セグメント利益	5,826	1,093	6,919	△473	6,446
セグメント資産	3,200,536	671,586	3,872,122	△666,738	3,205,384
その他の項目					
減価償却費	1,622	39	1,661	3	1,665
資金運用収益	20,243	652	20,895	△853	20,042
資金調達費用	1,656	79	1,736	△350	1,386
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,282	121	1,403	—	1,403

（注）1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、リース、事務処理代行、ベンチャー・キャピタル業等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額△473百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（2）セグメント資産の調整額△666,738百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（3）減価償却費の調整額3百万円、資金運用収益の調整額△853百万円、資金調達費用の調整額△350百万円は連結処理に伴う調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	19,154	5,731	7,579	32,464

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,308	7,847	9,391	35,547

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	146	—	146

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	5	—	5

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	289.37	289.19

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	128,166	128,340
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	10,836	10,899
(うち新株予約権)	百万円	36	59
(うち少数株主持分)	百万円	10,800	10,840
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	117,329	117,440
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	405,458	406,093

- 2 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」は、当行所有の自己株式及び従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除して算出しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	8.62	9.57
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,491	3,886
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,491	3,886
普通株式の期中平均株式数	千株	404,573	405,726
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	8.62	9.56
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	117	430
うち新株予約権	千株	117	430
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」は、当行所有の自己株式及び従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成25年10月1日に退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号平成19年2月7日改正)を適用しております。

本移行により、翌四半期連結累計期間において特別損失507百万円を計上する見込みであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 36,658	※8 137,036
コールローン	1,123	16,117
買現先勘定	5,000	14,000
商品有価証券	720	350
有価証券	※1, ※8, ※13 804,167	※1, ※8, ※13 679,626
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,260,542	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,298,506
外国為替	※6 5,970	※6 5,220
その他資産	14,060	13,035
その他の資産	※8 14,060	※8 13,035
有形固定資産	※10 35,196	※10 35,142
無形固定資産	4,953	4,598
繰延税金資産	9,122	10,501
支払承諾見返	12,325	12,283
貸倒引当金	△26,035	△25,883
資産の部合計	3,163,803	3,200,536
負債の部		
預金	※8 2,870,715	※8 2,968,008
譲渡性預金	17,382	14,811
債券貸借取引受入担保金	※8 55,285	※8 19,690
借入金	※8, ※11 26,500	※8, ※11 25,271
外国為替	33	41
社債	※12 28,000	※12 28,000
その他負債	34,037	12,914
未払法人税等	2,673	2,309
リース債務	1,693	1,511
資産除去債務	340	317
その他の負債	29,328	8,775
賞与引当金	828	844
退職給付引当金	4,870	4,856
睡眠預金払戻損失引当金	617	640
支払承諾	12,325	12,283
負債の部合計	3,050,597	3,087,361

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	27,484	27,484
資本剰余金	49,500	49,518
資本準備金	27,430	27,431
その他資本剰余金	22,069	22,086
利益剰余金	28,953	30,672
利益準備金	53	53
その他利益剰余金	28,899	30,618
別途積立金	2,325	2,325
繰越利益剰余金	26,574	28,293
自己株式	△778	△690
株主資本合計	105,158	106,985
その他有価証券評価差額金	8,010	6,129
評価・換算差額等合計	8,010	6,129
新株予約権	36	59
純資産の部合計	113,206	113,174
負債及び純資産の部合計	3,163,803	3,200,536

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	29,148	31,056
資金運用収益	20,953	20,243
(うち貸出金利息)	17,844	16,990
(うち有価証券利息配当金)	2,953	3,085
役務取引等収益	5,185	5,862
その他業務収益	2,136	1,598
その他経常収益	※1 873	※1 3,350
経常費用	24,279	25,229
資金調達費用	1,646	1,656
(うち預金利息)	892	937
役務取引等費用	2,165	2,256
その他業務費用	85	1,585
営業経費	※2 16,838	※2 16,747
その他経常費用	※3 3,543	※3 2,982
経常利益	4,869	5,826
特別利益	65	—
特別損失	※4 197	※4 97
税引前中間純利益	4,738	5,728
法人税、住民税及び事業税	1,737	2,269
法人税等調整額	13	△287
法人税等合計	1,751	1,982
中間純利益	2,986	3,746

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	27,484	27,484
当中間期変動額		
新株の発行	—	0
当中間期変動額合計	—	0
当中間期末残高	27,484	27,484
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	27,430	27,430
当中間期変動額		
新株の発行	—	0
当中間期変動額合計	—	0
当中間期末残高	27,430	27,431
その他資本剰余金		
当期首残高	22,065	22,069
当中間期変動額		
自己株式の処分	△1	17
当中間期変動額合計	△1	17
当中間期末残高	22,063	22,086
資本剰余金合計		
当期首残高	49,495	49,500
当中間期変動額		
新株の発行	—	0
自己株式の処分	△1	17
当中間期変動額合計	△1	17
当中間期末残高	49,494	49,518
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	53	53
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	53	53
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,325	2,325
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,325	2,325

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	22,230	26,574
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	2,986	3,746
当中間期変動額合計	965	1,719
当中間期末残高	23,195	28,293
利益剰余金合計		
当期首残高	24,608	28,953
当中間期変動額		
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	2,986	3,746
当中間期変動額合計	965	1,719
当中間期末残高	25,574	30,672
自己株式		
当期首残高	△949	△778
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	108	89
当中間期変動額合計	108	88
当中間期末残高	△841	△690
株主資本合計		
当期首残高	100,639	105,158
当中間期変動額		
新株の発行	—	1
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	2,986	3,746
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	107	106
当中間期変動額合計	1,072	1,826
当中間期末残高	101,711	106,985

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,300	8,010
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	357	△1,880
当中間期変動額合計	357	△1,880
当中間期末残高	3,658	6,129
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,300	8,010
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	357	△1,880
当中間期変動額合計	357	△1,880
当中間期末残高	3,658	6,129
新株予約権		
当期首残高	—	36
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12	22
当中間期変動額合計	12	22
当中間期末残高	12	59
純資産合計		
当期首残高	103,940	113,206
当中間期変動額		
新株の発行	—	1
剰余金の配当	△2,021	△2,027
中間純利益	2,986	3,746
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	107	106
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	369	△1,857
当中間期変動額合計	1,441	△31
当中間期末残高	105,381	113,174

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,635百万円(前事業年度末は20,173百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	3,978百万円	3,978百万円
出資金	746百万円	1,049百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	3,594百万円	3,767百万円
延滞債権額	69,477百万円	72,243百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	215百万円	18百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	10,999百万円	7,064百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	84,288百万円	83,094百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	26,443百万円	22,094百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表（貸借対照表）に計上した額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
58,114百万円	63,358百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	91,363百万円	54,041百万円
預け金	0 "	0 "
その他の資産	90 "	90 "
計	91,454 "	54,131 "

担保資産に対応する債務

預金	2,196 "	3,249 "
借入金	4,450 "	5,095 "
債券貸借取引受入担保金	55,285 "	19,690 "

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	39,820百万円	39,477百万円
その他の資産 (手形交換所保証金等)	57百万円	57百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	3,284百万円	3,318百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	449,770百万円	443,728百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	441,110百万円	436,122百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	21,045百万円	21,626百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	20,400百万円	18,400百万円

- ※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
21,544百万円	22,820百万円

(中間損益計算書関係)

- ※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株式等売却益	16百万円	2,321百万円
部分直接償却取立益	261百万円	205百万円

- ※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
有形固定資産	1,006百万円	901百万円
無形固定資産	754百万円	725百万円

- ※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,495百万円	2,413百万円
株式等売却損	—百万円	147百万円

- ※4 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

前中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下、及び移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額146百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
大阪府	営業用店舗	土地及び建物等	141
兵庫県尼崎市	遊休	建物等	4
計			146

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
兵庫県小野市	遊休	建物等	5
計			5

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6,689	3	767	5,925	(注)
合計	6,689	3	767	5,925	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少767千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるものであります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5,482	5	629	4,858	(注)
合計	5,482	5	629	4,858	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少629千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるもの等であります。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、出資金及び関連会社株式、出資金の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式、 出資金	4,724	5,028
関連会社株式、 出資金	—	—
合計	4,724	5,028

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	7.38	9.23
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,986	3,746
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,986	3,746
普通株式の期中平均株式数	千株	404,573	405,726
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7.38	9.22
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	117	430
うち新株予約権	千株	117	430
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」は、当行所有の自己株式及び従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成25年10月1日に退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号平成19年2月7日改正)を適用しております。

本移行により、翌四半期累計期間において特別損失507百万円を計上する見込みであります。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月14日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月14日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月15日

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 尾野 俊二

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取尾野俊二は、当行の第15期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。